

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

ススキとコスモス



通りがかりに「ススキとコスモス」の絶好のロケーションに目を奪われました。

孫の誕生日のプレゼントにと“果物”を求めて“道の駅うきは”へ。このコラボレーションを見つけて、カメラにおさめました。

今年は暑い夏の影響からか、コスモスの咲く時期が遅れたのでしょうか。



スタ
コラ

楽しく100歳、元気の コツ

大隈昭子

人生100年時代。今年の1月に100歳になられた吉沢久子さんの本「楽しく100歳、元気のコツ」は、吉沢さんの生き方が伝わってくる素敵な本でした。

数年前、90歳を過ぎた母に“共感できるかな、何時までも元気でいて欲しい”との想いで「いきいき96歳！ひとり暮らしの妙味」

という吉沢さんの本を、プレゼントしました。

吉沢さんは、生活評論家として、食生活や家庭生活について生活者目線で考え、執筆や講演など、まだまだ元気で活躍されています。



「戦争中は、怖くて本音が言えなかった。」
「今は情報もたくさん入ってくるし、ノーと声を上げることもできます。若い人たちには、戦争の事実を知って、反対の声をあげてほしい。」
「私も、限られた自分の持ち時間の中で、声が続く限り戦争の愚かさを伝え『戦争は嫌だ、憲法9条を守ろう』と訴え続けていきます。」と、100歳の重みをもった力強いメッセージ。戦時下の暮らしをつづった日記を、今も大切に保管されているそうです。

こうしたメッセージの背景には、『ありがとう』という言葉が、私は大好きです。言っても言われても、心が温かくなります。」と、感謝と思いやりの深さを感じとることができます。

また、日々を楽しく豊かに生きるために「おいしく食べる幸せ」「食べることが生きる力に」など食生活を豊かに出来る秘訣とコツが盛り沢山で、吉沢さんの日常生活の中から湧いてくる生き方が伝わってきます。

「さすがに百歳になると、体もいうことをきかない」「それでも周りの方たちが何かと気にかけて、手伝いにきてくれるので生活ができています。」と周りの方々の支えに感謝しながらも「最後まで自立した人間として生きたい」との思いには、凜とした生き方を感じることができました。

母が生きていた頃にプレゼントした吉沢さんの本。“母もきっと楽しく読んでくれたに違いない”と思えました。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

傷病手当金の支給起算日と支給期間

Q&A

Q：傷病手当金の支給期間の起算日は、療養の開始日となりますか？

A：傷病手当金は、被保険者が療養のため仕事ができず、4日以上休んで給料を受けられないとき、4日目から、支給されることとなります。その支給開始日が起算日です。

Q：私は、休職する前に年次有給休暇を消化しましたが、その場合は、どのように考えたら良いのでしょうか？

A：年次有給休暇中は、給与が支給されますので、その間は傷病手当金の対象となりません。従って、4日以上年休を消化した場合、その翌日が傷病手当金の起算日となります。

Q：傷病手当金の支給期間は、その支給起算日から1年6カ月間ということですか。

A：そうですが、1年6カ月間のうち、支給要件(※)に該当した日数分が支給されることとなります。

※傷病手当金には、次の3つの要件があります。

- ①業務外の事由による病気やケガのために療養中であること。
- ②仕事につけないこと（労務不能）
- ③3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、給与の支払いがないこと。

法改正情報

「働き方改革関連法」

働き方改革関連法が2019年4月1日より施行されます。

1. 時間外労働の上限規制の導入

施行：2019年4月1日～

※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100

時間未満（休日労働含む）複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

2. 年次有給休暇の確実な取得

施行：2019年4月1日～

※中小企業も同時施行です。

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して、有給休暇を与える必要があります。

3. 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

施行：2020年4月1日～

※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

あとがき

仕事の日程がぼっかりと1日空きました。それも、五島です。

“五島を知るチャンスだ”と、皆さんと一緒に、島内を周遊しました。

堂崎教会、半泊協会などの教会はもちろん歴史に詳しいKさんの要望で“遣唐使の日本で最後の寄港地”三井楽など、運転手さんの親切な説明を受けながら、秋晴れのなか五島を満喫しました。

いつもは、とんぼ返りですが、こんなこともあっていいなあと思いました。



大瀬崎灯台の前で記念撮影



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com